

議案第56号

松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年松阪市条例第153号）の一部を次のように改正する。

平成26年6月20日 提出

松阪市長 山中 光茂

松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年松阪市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 家庭生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 あらゆる事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

第12条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 可燃物及び不燃物（粗大ごみを含む。） 松阪市クリーンセンター

第12条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「松阪市第一清掃工場」を「松阪市クリーンセンター」に改める。

第13条第1項第2号中「10キログラムにつき150円。」を削り、同号ただし書を削り、同号に次のように加える。

ア 家庭系一般廃棄物 100キログラム以下は無料。100キログラムを超える場合は、その超えた10キログラムにつき150円。この場合において、10キログラムに満たない端数が生じるときは、10キログラムとみなす。

イ 事業系一般廃棄物 10キログラムにつき150円。この場合において、10キログラムに満たない端数が生じるときは、10キログラムとみなす。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。